

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
人事・給与・共済事務システム及びサーバに係る保守管理業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.4.1	株式会社内田洋行 ガバメント推 進事業部 東京都江東区東陽2-3-25	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 当該システムの運用支援、プログラム修正、バージョンアップにはシステムの機構を把握した上での対応が要求されるが、上記システムは、株式会社内田洋行のパッケージソフト「e-ActiveStaff」を使用しており、当該ソフトウェアの著作権は同社が有している。 以上のことから、「国立研究開発法人建築研究所の随意契約について」の2. ⑦「電算システムのプログラムの改良又は保守であつて、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該システム開発者に行わせるとき」に該当する。 よつて、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第1号及び国立研究開発法人建築研究所契約業務取扱規程第20条第1項第2号の規定により、当該業者と随意契約するものである。	¥1,267,200	0	
R4国立研究開発法人建築研究所共用計算機システム借入業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.4.1	東京コンピュータサービス株式会 社 東京都文京区本郷1-18-6	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 借入期限が令和4年3月31日である当該システムについて、令和4年4月1日からの次期システム稼働に向けて契約手続きを進めていたところであるが、IPA(独立行政法人情報処理推進機構)の監査結果を受け、メールシステム等のサービスをクラウド化する必要が生じた。これに伴い、調達仕様書の内容を大幅に変更することとなり、調達手続きに延滞が生じたことから、調達時期を令和5年4月1日に延期せざるを得なくなった。そのため、次期システム稼働までの間、現システムを途切れなく稼働させるために、唯一、現行の同システムを保有する上記業者に再度借用する必要が生じたことから、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第1号の規定により、左記業者と随意契約するものである。	¥24,585,924	0	月額
高分解能可視光衛星画像に対するAIによる建物被害解析プログラムのWebアプリケーション構築支援業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.6.24	みずほリサーチ&テクノロジーズ 株式会社 東京都千代田区神田錦町2-3	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、Webアプリケーションの詳細設計の実施や、プログラミングと動作テスト、試験運用の支援等の多岐にわたる膨大な作業が必要であるため、これらを建築研究所の研究担当者だけで直接実施するのは困難である。これらの作業を効率的に行うには、機械学習による画像解析プログラムやWebアプリケーションの作成を含む業務等の経験を十分に有する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから、企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。 提出された企画提案書に基づき、業務実績、実施体制及び実施方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、左記業者が本業務の遂行に必要な能力を十分に有し、かつ最も優れていると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。	¥4,400,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
風雨実験棟実大強風雨発生装置 (22)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.8.8	株式会社サンテクノロジー 栃木県鹿沼市白桑田515番地6	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、当該実験装置を製造・納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。また、本業務は特殊な機器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者が本業務を行うための知見等を有する唯一の者であり、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥4,158,000	0	
実大構造物実験棟加力計測システム外1件(22)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.8.19	三菱重工機械システム株式会社 設備インフラ事業本部 兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、装置全体の機能を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、当該実験装置を製造・納入した三菱重工株式会社より事業移管された業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。また、本業務は特殊な機器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者が本業務を行うための知見等を有する唯一の者であり、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥11,000,000	0	
国立研究開発法人建築研究所 持続可能プログラム実施補助業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.8.18	国立大学法人政策研究大学院大学 東京都港区六本木7-22-1	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、第5期中長期目標で要請されている建築研究所の研究開発成果の最大化に資するよう、建築研究所以外の大学・研究機関等の研究開発成果も含めた国内外の関連する学術論文又はこれと同等以上の水準の文献資料を収集・整理し、抄録として取りまとめることで、建築研究所の持続可能プログラムの進捗管理や今後の個別研究開発課題の評価に活用できるようにするほか、研究発表会の開催等によって成果の普及を図るものである。これらを建築研究所だけで直接実施するのは、膨大な作業が必要となり、人材等の資源面で困難である。これらの作業を確実かつ効率的に行うには、住宅・建築・都市計画における学会・業界の最新の動向や社会的要請の高い課題等に関する幅広い知識・情報、調査研究の蓄積や、研究発表会の運営のノウハウ等を有している外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから、企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。 提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、左記業者が本業務の遂行に必要な能力を有していると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。	¥7,182,890	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
国立研究開発法人建築研究所 安全・安心プログラム実施補助業 務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.8.18	国立大学法人政策研究大学院大 学 東京都港区六本木7-22-1	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、第5期中長期目標で要請されている建 築研究所の研究開発成果の最大化に資するよう、建築研究所以外 の大学・研究機関等の研究開発成果も含めた国内外の関連する学 術論文又はこれと同等以上の水準の文献資料を収集・整理し、抄 録として取りまとめることで、建築研究所の安全・安心プログラムの 進捗管理や今後の個別研究開発課題の評価に活用できるようにす るほか、研究発表会の開催等によって成果の普及を図るものであ る。これらを建築研究所だけで直接実施するのは、膨大な作業が必 要となり、人材等の資源面で困難である。これらの作業を確実かつ 効率的に行うには、住宅・建築・都市計画における学会・業界の最 新の動向や社会的要請の高い課題等に関する幅広い知識・情報、 調査研究の蓄積や、研究発表会の運営のノウハウ等を有している 外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから、企画競争 による企画提案書の招請及び審査を行った。 提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について 技術審査を行い、総合的に評価した結果、左記業者が本業務の遂 行に必要な能力を有していると判断されたことから、本業務の特命 業者として認定した。	¥8,199,999	0	
2方向加力式遠心载荷試験装置 PLC交換および油分析	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.9.9	株式会社日立インダストリアルプ ロダクツ 機械システム営業本部 営業第一部 東京都千代田区外神田一丁目5 番1号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、建築研究所が所有する2方向加力式遠心载荷試験装置 の修理・復旧を行うため、必要な調査や対応など具体的方法の策 定を目的として、PLCと呼ばれる部品(シーケンサ)の交換と油の状 態分析を行うものである。 当該装置は、左記業者が製作した極めて特殊な実験装置で、国内 に1台しか存在しない。以上のことから、左記業者が当該装置の唯 一の製造者であり、本業務を受注できる唯一の業者と判断されるた め、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号 の規定により随意契約するものである。	¥1,628,000	0	
地震ザブトンのレンタル等業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.9.12	白山工業株式会社 東京都府中市武蔵台1-18-1 8	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、建築研究所が実施している研究の一環として行う、地震 観測システムの精度検証実験に用いる地震ザブトンのレンタルおよ び運用・撤去の業務を行うものである。 地震ザブトンは、左記業者が商標権を登録し販売・レンタル・修理・ メンテナンスを自ら行い、他者にはそれらを許諾していないため、左 記業者以外は取り扱っていない。 以上のことから、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第 4項第一号の規定により、左記業者と随意契約するものである。	¥1,430,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
2方向加力式遠心載荷試験装置 防錆作業	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.9.16	株式会社日立インダストリアル ロダクン 機械システム営業本部 営業第一部 東京都千代田区外神田一丁目5 番1号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、建築研究所が所有する2方向加力式遠心載荷試験装置 の防錆作業を行うものである。 当該装置は、左記業者が製作した極めて特殊な実験装置で、国内 に1台しか存在せず、他者に本業務を実施させた場合は、装置の機 能面・安全面に支障が生じるおそれがある。 以上のことから、左記業者が当該装置の唯一の製造者であり、本 業務を受注できる唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法 人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約 するものである。	¥2,918,300	0	
市街地火災実験用送風機モ ーター制御装置の更新	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.10.7	株式会社風技術センター 東京都墨田区墨田4丁目8番7 号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号及び第三号) 本業務は、火災風洞実験棟における市街地火災実験用送風機 モーター制御装置の更新と、火災風洞実験棟建屋修繕を行うもの である。 本業務の遂行にあたっては、装置全体の機能を把握した上での対 応が要求されるが、左記業者は、当該装置の送風機モーター用制 御盤及び操作盤等を製造・納入した業者であり、現在においても、 当該装置に関する技術情報が開示されていないことから、装置全 体の機能を把握したうえで本業務を行うことのできる業者がないこ と、及び左記業者の代理店として他に受注しうる業者がないことが 確認されたため、左記業者が本業務を実施できる唯一の者である。 また、火災風洞実験棟建屋修繕については、左記業者以外でも実 施できるものの、送風機モーター制御機器更新と一体で実施する 場合、仕様書における「現地作業の安全管理体制」や「現地作業の 作業手順計画及び安全管理計画」の作成等、重複する業務を集約 することができる。重複する業務を集約し、一体で実施する場合、総 額が明らかに安価となる傾向が確認できたことから、左記業者は、 著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがある唯 一の者であるといえる。 以上のことから、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第 4項第一号及び第三号の規定により、左記業者と随意契約するもの である。	¥66,990,000	0	
風雨実験棟乱流境界層風洞施設 の風洞制御システムおよび多点 圧力測定装置等(22)保守点検業 務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.10.13	東亜工業株式会社 東京都葛飾区東四つ木1丁目22 番1号 東四つ木工場ビル	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対 応が要求されるが、左記業者は、当該実験装置を製造・納入した業 者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機 能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがあ る。特に、制御システムや多点圧力測定装置は、他業者が整備を 行うと、装置の不具合や故障における責任の所在が不明確になる ことが考えられる。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理 であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められる ものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者が本業務を行うための知見等を有する 唯一の者であり、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条 第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥2,728,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
令和4年度「革新的社会資本整備研究開発推進事業」における企業財務状況調査等補助業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.10.13	株式会社常陽産業研究所 茨城県水戸市三の丸一丁目5番 18号	<p>(建築研究所会計規程第56条第4項第三号)</p> <p>本業務は、「革新的社会資本整備研究開発推進事業」(以下「BRAIN」という。)における、研究開発実施機関(以下「実施機関」という。)の採択に係る審査のほか、実施期間中における執行状況管理及び財務状況モニタリング等に係る事務の補助を行うものである。</p> <p>BRAINは、建築・住宅・都市分野における革新的技術の実用化に向けた研究開発の推進を目的とすることから、研究開発の革新性・新規性を要求しており、日本版バイ・ドール規定を採用して、知的財産権の取得を推進している。したがって、本業務の受託者は、業務の遂行に際し、研究シーズに係る秘匿情報の知得を避けることができない。</p> <p>BRAINにおいて実施機関に支出する研究開発費は、研究開発の終了後、その全部又は一部を返済することとなっていることから、採択審査における課題提案者の財務状況等評価のほか、実施期間中においては、経理処理及び資産管理状況等の執行状況管理、及び財務諸表その他必要な情報を収集して財務状況等のモニタリングを行うこととしている。したがって、本業務の受託者は、業務の一環として、企業経営情報等機密性の高い非公開情報等を収集し、分析することとなる。</p> <p>これらの業務は、執行状況管理にあつては研究開発が終了するまで、財務状況等モニタリングにあつては、研究開発費の返済完了までの期間に亘って実施することを想定しているが、その際、委託研究開発契約書において、「本委託研究開発の遂行・評価等のために委託した場合の受託者について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする」と規定しているところである。また、財務状況等のモニタリングについては、単年度における動向のみならず、複数年に亘るシームレスな観察が、研究開発費の毀損リスク回避のために不可欠である。</p> <p>以上を踏まえ、本業務を、前年度の受託者以外の者に履行させることは、秘匿情報を知得する者を増大し、かつ、シームレスな観察の観点を喪失するため不利である。以上のことから、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第三号の規定により、左記業者と随意契約するものである。</p>	¥7,150,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
強度試験棟200tサーボ式万能試験施設(22)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.11.10	株式会社鷺宮製作所 東京都新宿区大久保三丁目8番 2号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、左記装置を円滑に稼働させるための保守、不具合などを早期に発見するための点検を目的としており、重大な故障が起こる前に、故障となる原因を早期に発見し、修理期間、費用などを最小限に抑えるために必要不可欠である。また、信頼性の高いデータを得ることや装置作動時の安全性を確保する上でも必要である。点検の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、当該実験装置を製造・納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥973,280	0	
令和4年度会計監査業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.11.18	太陽有限責任監査法人 東京都港区元赤坂一丁目2番7 号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、国立研究開発法人建築研究所における会計監査人の監査業務である。独立行政法人通則法第40条の規定において、会計監査人は主務大臣が選任することとなっており、本規定に基づき、当研究所の会計監査人として選任された太陽有限責任監査法人は、本業務を実施できる唯一の法人である。	¥6,675,900	0	
日射照射装置(ソーラーシミュレーター)修理業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.11.21	株式会社アドテックエンジニア リング 東京都港区虎ノ門二丁目3番17 号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、左記装置の破損箇所を交換・修理し、実験実施可能な状況への回復を行うものである。左記装置の交換・修理の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、交換・修理後に照射強度などの調整・動作確認を行う必要があるなど、特殊なノウハウを必要とする業務である。左記業者は、本装置の製造を行った会社の後継会社(製造会社を買収)であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保並びに使用において著しい支障が生じるおそれがある。以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥2,168,100	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
建築確認におけるBIM活用上の 技術的・制度的要件の検討業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.11.24	一般財団法人日本建築センター 東京都千代田区神田錦町一丁目 9番地	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、業務の検討対象とする建築物の設計、当該設計物に対応するBIMモデルの作成の能力とその内容に係る理解の能力が必要であること、建築物の確認審査について熟知していること、確認審査業務に必要となるBIMモデルのモデル表現や、BIM属性情報の参照の方法等、モデルビューに係る専門的な知見と技術を保有していることが求められる。そのため、本業務はこれらの能力のある者に対して依頼する必要があることから、企画競争による企画提案書の招請および審査を行った。 提出された企画提案書に基づき、業務実績、業務への理解度、実施方法等について技術審査を行い、総合的に評価した結果、左記業者が本業務の遂行にあたり最も適切であると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。	¥9,989,859	1	
建築材料実験棟コンクリート万能 疲労試験装置(22)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.11.29	株式会社社谷商会 東京都中央区八重洲1-4-22	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、当該実験装置を製造・納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者が本業務を行うための知見等を有する唯一の業者であり、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥1,716,000	0	
建築材料実験棟中性化試験室 (22)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.12.1	株式会社大西塾学 東京都墨田区緑一丁目19番9 号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、当該実験装置を製造・納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者が本業務を行うための知見等を有する唯一の業者であり、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥1,122,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
屋外施工実験場管理棟プログラム式人工気象装置(22)保守点検・修理業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.12.2	株式会社マルイ東京営業所 東京都墨田区業平3丁目8-4	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、当該実験装置を製造・納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者が本業務を行うための知見等を有する唯一の者であり、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥467,060	0	
建築環境実験棟業務用空調システム性能評価設備施設外3件(22)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.12.6	株式会社大西熱学 東京都墨田区緑一丁目19番9号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、当該実験装置を製造・納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者が本業務を行うための知見等を有する唯一の者であり、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥4,455,000	0	
防耐火実験棟加熱試験装置(22)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.12.6	東和耐火工業株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、装置全体の仕様及び機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、当該実験装置を製造・納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められる保守点検にかかる作業等を当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者が本業務を行うための知見等を有する唯一の者であり、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥2,640,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
建築の共通データ環境におけるIFCデータの取扱い等に係る検討業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.12.13	一般社団法人buildingSMART Japan 東京都渋谷区代々木1-25-5	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたり、建築の共通データ環境におけるIFCデータの取扱い等に係る検討業務で検証として機能の追加等を満足に行うことのできる環境は、一般社団法人buildingSMART Japanが作成した著作物である「IFCをBIMデータとする共通データ環境プロトタイプ」以外にない。本業務では、当該著作物に対し追加機能等の付加等を行うことで、IFCデータを審査対象とする建築確認審査の機能を追加し、より実用度の高い共通データ環境を構築することにより、同環境を利用することを想定したBIMデータの共通フォーマットとして定義されるIFCデータの取扱いについて、検討を行おうとするものである。 以上のことから、業務の性質上、左記業者が本業務を実施できる唯一の者であると認められることから、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により、左記業者と随意契約するものである。	¥27,810,200	0	
建築確認申請用BIMビューアの改作と実用性の検証	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.12.15	株式会社インクス 東京都世田谷区駒沢3-26-17	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたり、建築確認申請用BIMビューアに所要の機能を追加等することにより検証を行うことのできる環境は、株式会社インクスが作成した著作物である「建築確認の審査環境」以外にない。本業務では、当該著作物を改作させることにより、建築確認におけるBIM活用について、確認審査の事前相談段階において審査内容の理解を目的としたBIMモデルの閲覧を可能とするため、審査において必要となる情報、審査機序、表現方法に従い、BIMモデルを視認する等で確認審査を行うことができる審査環境の実用性等について検証を行い、BIMを用いた建築確認審査の実行可能性について検討を行おうとするものである。 以上のことから、業務の性質上、左記業者が本業務を実施できる唯一の者であると認められることから、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により、左記業者と随意契約するものである。	¥17,820,000	0	
建築生産デジタル化実証試験設備新設 設計企画および工事監理業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.12.21	エヌ・ティ・ティ・エイ・ティ・テクノ・ コミュニケーションズ株式会社 茨城県水戸市城南2-1-20	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、通信設備に係る設計企画、実験棟設備の整備に係る設計企画、および当該工事に係る工事監理に係る能力を保有していることが求められる。そのため、本業務はこれらの能力のある者に対して依頼する必要があることから、企画競争による企画提案書の招請および審査を行った。 提出された企画提案書に基づき、業務実績、業務への理解度、実施方法等について技術審査を行い、総合的に評価した結果、左記業者が本業務の遂行にあたり最も適切であると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。	¥37,840,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
建築音響実験棟デジタル精密騒音計他(22)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R4.12.21	リオン株式会社 東京都分寺市東元町3丁目2 0番41号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、当該実験装置を製造・納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保並びに使用において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者が本業務を行うための知見等を有する唯一の者であり、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥1,638,500	0	
都市構造予測・評価Webアプリケーションへの交通モデルの導入に向けた基本設計等支援業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.1.25	アカデミックエクスプレス株式会社 茨城県つくば市千現2-1-6 C -A-18	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、既存の交通モデルの実装に向けた適応性の検討をはじめ、入出力データに関する検討や、これらの資料作成を行った上で、協議で決定する1つの交通モデルの導入に関する基本設計書の作成等の多岐にわたる膨大な作業が必要であり、これらを建築研究所の研究担当者だけで直接実施するのは困難である。これらの作業を効率的に行うには、地理空間データを元にしたプログラム開発を含む業務の経験等を有する情報工学の専門家を擁する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから、企画競争による企画提案書の招請および審査を行った。 提出された企画提案書に基づき、業務実績、実施体制および実施方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、左記業者が本業務の遂行にあたり最も適切であると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。	¥3,300,000	0	
建築生産におけるBIM活用に関するオムニBIMビューア環境の仕様検討および試作業務	契約職 国立研究開発法人 建築研究所理事長 澤地 孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R5.2.20	株式会社OTO 東京都千代田区神田須田町1- 8-4	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、業務の検討対象とする建築物に対応するBIMモデルの作成能力とその内容に係る理解の能力、および、確認審査業務に必要なBIMモデルのモデル表現や、BIM属性情報の参照方法等を行うことの出来るプログラム開発に係る専門的な知見・技術の保有が求められる。そのため、本業務はこれらの能力のある者に対して依頼する必要があることから、企画競争による企画提案書の招請および審査を行った。 提出された企画提案書に基づき、業務実績、業務への理解度、実施方法等について技術審査を行い、総合的に評価した結果、左記業者が本業務の遂行にあたり最も適切であると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。	¥16,995,000	0	